

「自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発」に寄せられた  
お問い合わせ及び回答（公募開始～平成21年1月22日）

Q 1 要素技術については、例示なのか必ず行わなければ行けない課題なのか。  
例えば、公募要領には、「輸入トウモロコシを飼料用米に代替する給与技術」  
を開発すると書かれているが、飼料用米以外の技術提案は可能か。飼料用米は  
必ずやらなくては行けないのか。

A 公募要領に書かれている各課題の要素技術は例示ではなく、当方が行って頂き  
たい技術開発課題になるため、必ず提案に盛り込んでいただきたい。

公募要領のとおり、飼料用米の給与技術を基軸とした提案をお願いしている。  
そのため、「飼料用米」は必ず提案内容に盛り込んでいただきたい。

Q 2 公募要領のp 13以降の各課題の留意事項に課題間の連携について書かれて  
いるがすべての課題と連携しなくてはならないのか。

A 必ずしもすべての課題と連携する必要はないと考えているが、本事業の目標を  
達成するためには、自給飼料の生産から給与まで総合的な研究開発の推進によ  
るところが大きいため、関連する課題ごとに連携を密に行っていただきたい。

Q 3 公募課題③、④、⑤の課題で実証試験は必要か

A 要素技術を3年で完成させ、残り2年間での実証を考えている。

Q 4 農林水産省競争参加資格は、共同研究機関として参画する機関は必要ないと  
いうことでよいでしょうか。

A 共同研究機関は必要ありません。

Q 5 研究を実施するに当たっては、全国各地域において試験等を行う場合があります  
ますが、その場合、競争参加資格申請の際の地域は、全国各地域を指定する必  
要があるのでしょうか。

A 本委託事業は、随意契約（企画競争）のため競争参加資格の届出地域にかか  
わらず応募することができます。また、地域の指定は、一般競争参加地域の指  
定であるため、研究を実施する地域を指定するものではないため、全国各地域  
を指定する必要はありません。

Q 6 共同研究機関の条件や定義に関して、どのように証明する必要があるので  
しょうか。

A 応募要領2応募資格等（2）2）共同研究機関の要件を満たしている研究開  
発が可能な体制が整っている機関であり、提案書の必要事項の記入をいただけ  
れば、証拠書類等の準備の必要はないです。

Q 7 人件費について、国、あるいは地方公共団体からの交付金等で人件費を負担  
している法人は対象外となっていますが、共同研究機関が、これに該当する法

人である場合も対象外となるのでしょうか。

A 中核機関、共同研究機関を問わず、条件に該当する法人については対象外となります。

Q 8 地方公共団体等に勤める職員の人件費については計上できるのでしょうか。

A 都道府県研究機関に勤める職員に係る人件費については、その職員の人件費が、国、あるいは、地方公共団体からの交付金・補助金等で計上されている場合には、計上することはできません。ただし、当該プロジェクトの実施のために臨時に雇用された研究員（ポスドク等）に係る人件費は計上可能です。

Q 9 情報収集のための学会参加費、論文投稿料は委託費として計上できるのでしょうか。

A 当該委託事業に必要な経費であれば、情報収集のための学会参加費、論文投稿料は委託費として計上できます。

Q 10 旅費は外国旅費も計上可能でしょうか。また、その費目はどこに計上するのでしょうか。また、その際は農林水産省の許可が必要となるのでしょうか。

A 委託事業に必要な場合は外国旅費も計上可能です。この場合、必要な理由を明確にさせていただく必要があります。また、費目については、外国旅費は消費税不課税経費のため、消費税等相当額の対象経費となることから、旅費を国内旅費と外国旅費に分けて計上して下さい。また、特に許可を取る必要はありません。

Q 11 一般管理費の用途を具体的に教えて下さい。

A 一般管理費は直接経費（人件費、試験研究費等）以外で本事業に必要な経費です。具体的には事務費、光熱水料、燃料費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となり、中核機関、共同研究機関共に試験研究費の15%以内で計上可能です。

なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分するなど合理的に算出し、本事業に係る経費であることを明確に区分していただく必要があります。

Q 12 委託費の対象となる経費のうち、共同研究機関は「委託費」以外の全ての経費を計上できることになっていますが、提案書の4-2「平成22年度経費の見積」に記載する際は、共同研究機関の経費は全て「5委託費」として計上してよいのでしょうか。

A 共同研究機関分はすべて「委託費」で計上して下さい。

Q 13 委託費の費目間流用は可能でしょうか。

A 人件費とそれ以外の費目（謝金、旅費、試験研究費）の合計額（委託費は除く）の相互間の30%以内であれば申請なしで流用が可能です。ただし、各費

目から一般管理費への流用はできません。なお、謝金、旅費、試験研究費それぞれの費目間流用は特に制限はありませんが、当初計画との増減について説明を求める場合があります。

Q14 経費の見積額については、変更は可能でしょうか。

A 委託契約を締結する前であれば、研究計画の変更とはならないような軽微な変更は可能です。

Q15 事業実施期間は必ず5年となるのでしょうか。公募研究課題の委託費は平成22年度限度額は5年間、同額なのでしょうか。

A 各年度毎に開催するプロジェクト運営委員会において、課題の見直し、終了等が判断された場合は5年以内で終了する課題もあり得ます。また、研究課題の限度額については、毎年の予算審議により決まるので、配分額が同額となるとは限りません。

Q16 共同研究機関の途中参画は可能なのでしょうか。

A 共同研究機関の参画に関しては、当初提案の研究計画に基づき、共同研究機関も含め審査し、採択されるので、運営委員会での了承等、正当な理由がない限り、簡単には認められません。つまり、中途から参画する研究機関が提案段階で明らかであれば、提案書の研究計画に書き込んでおくのが望ましいです。それが困難な場合は、プロジェクト開始後に、運営委員会において新規参画機関の必要性を厳密に審査した上で、認められれば中途参画も可能ということとなります。また、途中で参画機関が大きく変更となり、研究計画そのものが大きく変更となる場合は、公募のやり直しになる可能性もあるのでご注意願います。

Q17 法人A, B, Cのグループと、法人Dが応募し、法人A B Cのグループが採択されて研究を開始したが、その後やはり法人Dの技術が必要になった場合、後でDを共同研究機関に入れることができるのでしょうか。

A 不可能ではないが、採択の際に参加機関も含め審査しているため、運営委員会での了承等に加え、合理的かつ正当な理由がない限り認められません。

Q18 各公募課題は、5年計画という説明があったが、提案の際は3年の提案になっても審査の対象になるのか。

A 本事業は、5年間の研究計画を策定して提案頂くことになる（但し、「自給飼料を基盤とした国産畜産物の高付加価値化技術の開発」公募研究課題6については、3年間）。ただし、提案頂いた計画を構成する実行課題については、5年より短い期間で終了しても構わない。なお、プロジェクト開始後は、毎年度、研究の進捗状況等について運営委員会で点検していくため、課題によっては、計画より短い期間で終了することもありうるのでご了承願いたい。

Q19 再委託先である共同研究機関から報告のあった研究成果は、中核機関と共同研究機関のどちらに帰属するのでしょうか。

A 研究成果の報告機関である共同研究機関（再委託先）への帰属となります。

Q20 研究成果は公表となるのですが、学会への発表などは必要なのでしょうか。

A 成果は最終的には公表となりますが、知的財産等の保護には十分配慮していただいた形での公表ということで、学会への発表が義務となっているわけではありません。

Q21 1つの公募課題に課題責任者として応募すると同時に、他の公募課題に課題の一担当者として参画し、応募することは可能か。つまりは、複数の課題に、同一研究者が応募することは可能か。

A 応募可能です。ただし、審査の段階で、その研究者の課題の実行性を判断させていただきます。